

墨田区放課後子ども教室運営支援業務委託に係るプロポーザルに関する質問への回答

No	質問	回答
1	応募資格、(1)対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。とありますが、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの企業登録を指していますか。	お見込みのとおりです。
2	様式3 法人概要 設立登記年月日と法人認可年月日に関して、その違いを含め具体的に教えてください。	設立登記は、株式会社等の営利法人が、設立する会社の本店所在地を管轄する法務局に、会社の名称や目的などの事項を商業登記すること、法人認可は、特別の法律に基づき設立される社会福祉法人等の非営利法人が、その設立に関し行政庁の認可を受けることと解釈いただければと思います。どちらかの記載があれば結構です。
3	8 応募方法(1)提出書類 ク 見積書(内訳等記載のこと。)積算する条件(実施日と実施時間、対象学年、1校の利用児童数、クラス数など)を教えてください。	平日に2時間程度、全学年を対象とし、1回あたりの利用児童数は100名未満(40~50名)、クラス数は15~20程度の学校における実施についてお見積りください。
4	仕様書の業務内容に、運営委員会の立ち上げ、運営委員会による自主運営移行後のサポートとありますが、受託した事業者は、立ち上げの支援ということで、実際に運営を行うのは、PTAや地域住民の方という理解でよろしいでしょうか。	立ち上げ後も当面の間、事業者による伴走支援が必要な場合もあると考えています。
5	実施回数 仕様書には、対象の小学校は1校で子ども教室の実施回数は当面月1回とありますが、契約期間中(締結~令和7年3月まで)は月1回という理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりですが、順調に進んだ場合は月1回以上もあり得ると考えています。
6	利用人数 想定している児童の利用人数があれば教えてください	プログラムにもよりますが、既設校における参加率から勘案すると、1回あたり40~50名と想定します。
7	1. 職員の配置人数の決まりはありますか	既設校の運営委員会には、原則として活動場所1か所につき3名のスタッフ配置をお願いしていますが、事業者主体で実施する場合にはこの限りではありません。
8	5. 契約期間後は、更新等がありますでしょうか。	令和7年度以降については、予算の裏付けがありませんので、現時点では明確な回答はいたしかねますが、制度上、5年を上限として更新することができると規定されています。
9	指導者の人数 指導する人数に決まりはありますか	指導者が体験活動等の講師を指すのであれば特に決まりはありませんが、見守りスタッフのことであれば、既設校の運営委員会には、原則として活動場所1か所につき3名のスタッフ配置をお願いしています。事業者主体で実施する場合にはこの限りではありません。

10	仕様書 1頁 4 (2) 運営委員会の立ち上げに際し、必要な人数のご想定、もしくは他小学校区での実績がございましたらご教示ください。 ご想定、もしくは他小学校区での実績がある場合、構成員(委員長、副委員長、コーディネーター、委員)それぞれの人数の内訳も併せてご教示ください。	区の「放課後子ども教室事業実施要綱」では、委員長、副委員長、コーディネーター(委員長と兼務可)及び委員を置くことと定めています。既設校の事例では、委員として会計・事務担当者、学校関係(校長・副校長)、プラス数名程度としているところが多いです。
11	仕様書 1頁 4 (3) ア イベント等の実施にあたり備品等を購入する場合、委託料の範囲内で購入することは問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
12	仕様書 1頁 4 (3) イ 保護者への連絡が必要となる場合、電話やメール等(一斉メール含む)を利用することは可能でしょうか。	可能です。
13	仕様書 1頁 4 (3) ウ 放課後子ども教室の開室時間について、墨田区放課後子ども教室事業実施要項第7条に記載されている実施時間の想定で間違いございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	仕様書 1頁 4 (3) ウ 放課後子ども教室に配置するスタッフの配置人数などの想定も含め、事業者からの提案という理解でお間違いございませんでしょうか。	既設校の運営委員会には、原則として活動場所1か所につき3名のスタッフ配置をお願いしていますが、事業者主体で実施する場合にはこの限りではありませんので、安全管理上支障が生じない範囲で、ご提案いただければと思います。
15	仕様書 1頁 4 (3) エ 実施会場(空き教室等)の確保については、受託事業者が実施校と協議のうえ、決定するという理解でお間違いございませんでしょうか。	学校、区、受託事業者の三者による協議を想定しています。
16	仕様書 1頁 4 (4) 貴区と協議のうえ、継続して事業者が運営した方が有効だと判断された場合、令和7年度以降も事業者が継続して運営を行う可能性はございますでしょうか。	最終的に運営委員会に移行することが前提となりますが、令和6年度中の移行が困難な場合、事業者による運営を当面延長することはあり得ると考えます。
17	仕様書 1頁 4 (3) 提案価格を算出するにあたり、事業者が運営する放課後子ども教室の開室日数のご想定がございましたらご教示ください。	令和6年度については3~4回と見込んでいます。
18	様式3 法人概要 法人認可年月日に関して、弊社の法人番号指定年月日を記載するという理解でお間違いございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	応募書類提出〆切日について、3月7日(木)(実施要領8)と8日(金)(実施要領5)はどちらが正でしょうか。	3月8日(金) 締切とさせていただきます。

20	プレゼンテーションの参加人数は何名まででしょうか。	審査を行う会場の都合上、3名以内でお願いします。
21	個人情報の取り扱いについて、契約時に取り交わしはありますでしょうか。	契約書に「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を添付し遵守を求めるとともに、契約締結後業務着手日までに管理体制等報告書をご提出いただきます。
22	仕様書4(3)イ 参加登録の方法は区としての取り決めやマニュアルはありますか。	マニュアルはありませんが、取り決めとして、参加登録申込書(保護者緊急連絡票)の提出を原則としています。近年は、紙ではなくクラウドを介した登録方法を活用している運営委員会もあります。
23	仕様書4(3)エ 安全確認・安全管理の区としての取り決めやマニュアルはありますか。	区では、基本的対応を示した「スタッフマニュアル安全管理編」を作成し、希望する運営委員会に配布しています。
24	仕様書4(3)エ 入退室の管理は区で取り決めやマニュアルはありますか。	マニュアルはありませんが、取り決めとして、児童が入退室時に、各自名簿に時間等を記入しています。
25	仕様書8(4)「事業実施効果の測定及び評価」の方法は特に指定はないでしょうか。契約後の委託者との協議で決定するものでしょうか。	契約後に協議のうえ決定いたします。
26	仕様書8(5)「イ放課後子ども教室活動日誌」は運営委員会への自主運営になった際にも受託者が記入・提出するものなののでしょうか。	運営委員会において記入・提出いただきます。
27	運営委員会の持つ予算感ほどの程度の金額を想定していますでしょうか。	令和5年度の例では、週1回実施している運営委員会の年間委託料は60～80万円となっています。
28	運営委員会に求める具体的な業務内容はどのようなものでしょうか。(放課後子ども教室の実施要領の他に資料等があれば、共有いただけますでしょうか)	既設校との契約仕様書には、業務内容として以下のとおり (1) 学校施設を利用した放課後子ども教室の実施 ・校庭や余裕教室を利用した自由遊びや体験活動 ・その他墨田区教育委員会が認める活動 (2) (1)における活動中の見守り ・会場の安全確認 ・遊具の不具合の確認及び準備 ・児童の入退出の管理 ・児童の活動の安全管理 ・事故の際の対応 ・活動状況等の墨田区教育委員会への報告 (3) 小学校内に併設されている学童クラブとの連携と記載し、委託しています。